

奈良県告示第四百五十八号

平成六年三月奈良県告示第六百七十三号（廃棄物処理施設、浄化槽、工場等の排水及び河川水についての理化学検査の成分分析に係る手数料の額）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、同日前に申込みをしている者の当該検査に係る手数料の額については、なお従前の例による。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒 井 正 吾

告示文中「奈良県衛生研究所手数料条例」を「奈良県保健研究センター及び奈良県景観・環境総合センター手数料条例」に改める。

表中「三千二百円」を「三千二百九十円」に、「四千二百円」を「四千三百二十円」に改める。